

09年の税制改正のポイント!

1 売却した株式や投信の利益に対する10%課税が延長!

株や投信を売った利益は「譲渡所得」となり10%の税金(所得税7%+住民税3%)がかかる。申告分離課税なので給与や配当金などの所得は別立てだ。2009年度税制改正では税率10%の軽減税率が11年まで延長されたので、あと2年はこのまま。12年からは20%に戻る。

2011年
まで!

所得税
7%

+
住民税
3%

PART

2



株&投信編

2 株の損益と投信の損益が通算できるようになった!

投資信託を換金する時、証券会社や投信の種類によっては「解約請求」か「買取請求」かと聞かれたはず。以前は解約請求を選ぶと配当所得、買取請求を選ぶと譲渡所得となった。それが09年からどちらを選んでも譲渡所得に。おかげで株の損益と通算できるようになった。

投信の解約・償還による値上がり益

08年
配当所得

⇒ 09年
譲渡所得

3 株の損と配当金・分配金が損益通算できるようになった!

株の損失(上場株式等の譲渡損失)と株の配当や投信の収益分配金との通算ができるようになるのも09年から。通算する時は申告分離課税を行い、確定申告することが条件。総合課税を選んで確定申告すると配当免除が受けられるが、株の損失との通算はできないので注意!

株の損
-30万円

+ 配当金
10万円

配当で源泉された1万円が戻る!

損益通算できる範囲が広がった!

今年の目玉は株の損と合算して税金を取り戻せる!

2009年の税制改正は投資家に優しい内容だ。
10%の軽減税率延長もさういけれど、それ以上に損益の通算ができる範囲が広がり、配当金と株の損が相殺できるようになつたことが最大のプレゼントだ!

配当金

申告分離課税を選ぶために

自民党政権の置きみやげとなつた2009年の税制改正。株の売買や投資信託の売却などの投資関連で押さえおきたいポイントは3つある。

①株の売却益(ETFやREITなど)を含む上場株式等の譲渡益にかかる税率10%という軽減税率が11年まで延長されたこと。
08年4月に決まった税率でも10%は維持されていたけれど、それは500万円を超えると20%という

税率が11年まで延長されたこと。
本来の税率が適用される予定だった。それが09年の税制改正でいくら儲けても10%となり、本化してしまつたこと。ただし計算する時

が選んでいた人もセーフ! ③株の配当(上場株式等の配当)課税も11年まで10%の軽減税率が適用される。加えて目玉となるのは08年の税制改正で決まって

いた株の損失(上場株式等の譲渡損)と株の配当や投信の収益分配との通算ができるようになつたこと。ただし計算する時は申告分離課税を選び、確定申告するこ

とが条件だ。

②投資信託を償還前に換金する

税金を減らす

重要キーワードは “損益の通算”と覚えて

確認できる相手を
確認しておこう

その年に得た利益と発生した損失を差し引きすることを「損益の通算」という。通算した結果、利益が減つたり赤字になれば納めるべき税金も少なくなる。09年に一部でも損を出した人は要注意。ただし、金融商品ごとに税金の種類が違うので、なんでもかんでも通算できるとは限らない。下に代表的な3つのグループを紹介したが、それぞれ同じグループ内でなければ損益の通算はできないので覚えておこう。



金融商品は商品ごとに税金が違う！

「分離課税」は他の所得とは分離して課税する方式だ。税率は所得にかかわらず一定。「総合課税」は他の所得と合算するため所得の多い人ほど税率が高くなってしまう。



新設!

それぞれの分配金・配当金も損益通算できることに！



分離課税 株式&投信チーム

譲渡所得 分離課税チーム。税率は10%。このチームでは配当金・分配金も通算の対象になる。損失は3年間の繰越ができる。

- 日本株（現物&信用）
- ミニ株・るいとう・ETF
- Jリート・外国株
- 海外ETF&ADR
- 株式型投資信託 など

損益の通算ができる組合せは決まっているのだ

損益の通算ができるのは、左にあげた3チーム内の金融商品で発生した損益のみ。チームをまたいだ通算はできない。

総合課税 雑所得チーム

雑所得 総合課税チーム。店頭FXやCFDといった人気商品が入っている。外貨預金は為替差益のみ通算ができる。繰越制度はない。

- 店頭FX
(為替差益・スワップポイント)
- CFD ●外貨預金 (為替差益)
- 純金・プラチナ積立
- 外国債券 (償還差損益)
など

分離課税 先物チーム

雑所得 分離課税チーム。税率は20%。取引所取引の商品が対象なのでFXはくりっく365と大証FXが入っている。損失は3年間の繰越ができる。

- 商品先物 ●くりっく365
- 大証FX ●日経225先物
- 日経225ミニ ●TOPIX先物
- TOPIXオプション取引
など



株&投信編

09年1月1日から12月31日までの1年間の取引でどれだけ損益が発生したのか、すべての口座を合算して計算しようと利益が出ていたら確定申告を！

まずは、09年の売却損益を把握しておこう！

**一般口座で取引したら
売却損益は自分で計算**

計算をしなければ。般口座で取引をしている人は、自分で計算することになるので覚えてほしい。

09年の売却損益を計算してみよう!

株の場合

基本的な売却損益の計算方法

株の売却価額 (= 売却株価 × 株数)

株の取得価額（一購入株価×株数+購入手数料）

売却手数料

11

壳却(损)益

◎計算例

買 500円×1000株(手数料 1050円)

売 800円×1000株(手数料 1050円)

売却益=(800円×1000株)-

(500円×1000株+10

1050円=29万7900円

投資信託の場合

投信の売却益

(三解約(償還)価額-個別元本額-支払手数料)

株や投信の解約益 債還益の計算は上の式に当てはめて計算を。投信の個別元本額は基準価額×口数で計算。追加購入の場合は初回の基準価額と口数、2回目以降の基準価額と口数も含めて計算する。

付けて貰得価額の半額を割引すればいい。1回ごとの取得価額を算出する
「購入株価×株数+税込み手数料」
で計算して、「取得価額の合計」を
「取得株数の合計」で割ると、平均
均取得価額がわかる。あとは左記
の計算式に当てはめて損益を出す
だけ。

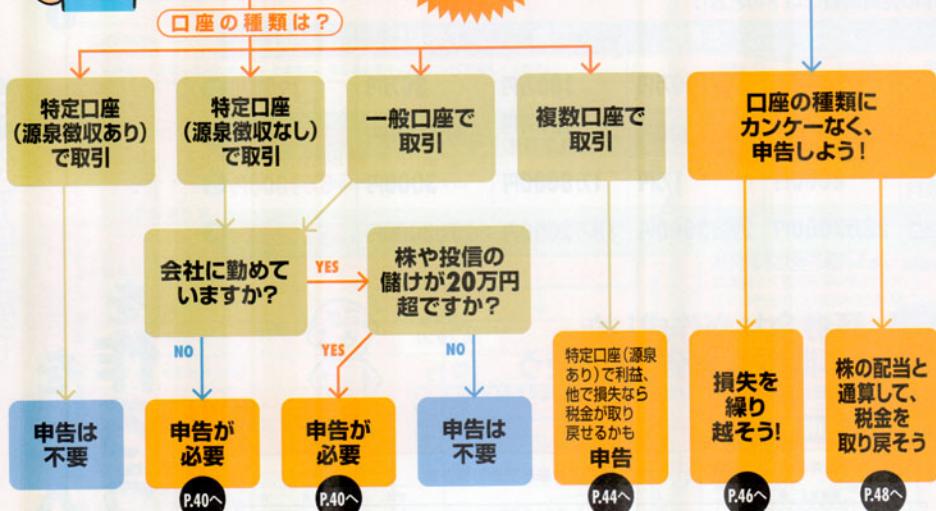
お手仕事の貢取請求時の売却益
解約請求時の解約益、償還された
ときの償還益は、09年の税制改正
により譲渡益として申告分離課税
の対象となり、原則として確定申
告が必要になった。08年末までは
解約・償還の時の利益に対する税
金は源泉徴収され申告不要だった

から09年も同じく嬉しいな
ようにならう。

ETFや
リートも
同じだよ!



START
09年内に
株を買った



源泉徴収ありの特定口座以外で

20万円超儲かった人は申告必須!!

損した人は確定申告しなくていいけど

**申告すれば
節税期待大!**

確定申告 Q&A

Q 信用取引の売却損益はどう計算する？

A 信用取引を「特定口座の源泉徴収あり」以外の口座で行なった時は確定申告が必要。取引で得た利益から借りた売買代金の金利や手数料などを差し引いた金額に税金がかかる。同じ銘柄を売買しても建玉ごとに損益を計算すること。

Q 株式分割したら取得価額はどう計算する？

A 株を保有中に1株を1.5株とか、1株を2株というように株式分割されることがある。分割されると株価も理論上は同じ割合で「分割」されることになる。そこで平均取得価額を1対2の分割なら「平均取得価額÷2」で計算すればいい。

自分が持つてる口座の種類をチェックしよう！

特定口座で取引すれば損益計算の手間が不要

いい。「特定口座の源泉徴収なし」の人は「年間取引報告書」を使って確定申告しよう。報告書の内容を転記するだけなので、作業自体は簡単だ。複数の証券会社と銀行の証券口座には特定口座と一般口座がある。このうち特定口座で株や投信の売買をしている人は、1月中に証券会社から取引の明細書を記録した「年間取引報告書」が送られてきたり、取引画面からデータ入力でできるので、確定申告がずっと簡単になる。

しかも「特定口座の源泉徴収あり」を選んでいる人は、証券会社経由で納税を済ませているので原則として確定申告が不要。ただ損失をした人で、来年の利益と相殺したいというのなら、確定申告して、損失をはっきりさせておいたほうがいい。

一般的口座では自分で売買の明細書を作らなければならぬし、確定申告も必要だが、「みなし取得費の特例」（P.41参照）が使える。売却益が出たたびに源泉徴収されることもないので、税金分も投資資金に回せるというメリットがある。とはいっても確定申告後にまとめて納税することになるので資金計画は慎重に。

一般的口座では自分で売買の明細書を作らなければならぬし、確定申告も必要だが、「みなし取得費の特例」（P.41参照）が使える。売却益が出たたびに源泉徴収されることもないので、税金分も投資資金に回せるというメリットがある。とはいっても確定申告後にまとめて納税することになるので資金計画は慎重に。

株でソソンした人も節税チャンス!

3年間繰り越せる 株&投信の損は

株や投信の取引で損をしたら、本来なら確定申告の必要なし。でも節税を考えたら確定申告して損失を翌年以降に繰り越そう。3年分の利益と相殺できるぞ!

過去2年分の損失で09年の利益を相殺する場合



株でソソンしてもきっちり申告して節税しよう!

繰り越した損失は合算することができるけど、3年間繰り越しルールは生きている。上の例では08年の損失は07年分30万円+08年分50万円の80万円。これは09年に繰り越せるので40万円の利益と差し引き。これで07年分が消えて、相殺した残りの40万円が10年、11年へ繰り越せるわけ。

過去2年分の損失があったのに09年に申告しなかった場合



たとえ取引がなくても、申告は継続なくちゃもったい!

損失を繰り越すためには取引しても、しなくて確定申告することが絶対条件。上の例では07年、08年と確定申告して損失を繰り越して80万円になったのに、09年は取引なしでの確定申告書に記載なし。すると80万円は10年に繰り越せない。もし10年に利益が出たら10%の税金を納めることに。

損失は古いほうから控除していく

損をした人は確定申告の必要なことは——税金を納めるという意味ではどうだけれど、株や投信の損失は3年にわたって繰り越すことができる。つまり2009年の損失は、10年、11年、12年の利益と相殺できるというわけ。これを「譲渡損失の繰越控除」という。

繰り越して生きるのは上場株や株式型の投資信託で生じた損失。未公開株(非上場株)の損失は繰り越せない。ただし相殺の相手となる売却益は、上場株や投信はもちろん未公開株のものでもいい。未公開株を売却する人は少ないかも知れないけれど、こちらの税率は上場株10%に対して本来の20%。損失と相殺したほうが節税効果は大きい。

例えば09年に50万円の損失が出たら確定申告して繰り越しておこう。例えば09年に50万円の損失が出たら確定申告して繰り越しておこう。

り越した損失と利益を差し引きす

る。それでも20万円のマイナスにならぬので、10年の利益に対する課税はナシ。そして20万円は11年に繰り越して、その年の利益と相殺……。

別のケースとして、09年に50万円の損失が出て、10年はさらに20万円の損失が出たら、それらは合算して11年へ繰り越す。もし11年に60万円の利益が出了ら、まず09年の50万円を使い、相殺しきれない分を、10年の損失で差し引きする。つまり損失は古いほうから順に控除していくことになる。

損失を繰り越すには、一般口座はもちろんのこと、特定口座の源泉徴収ありでも確定申告して損失を明らかにしておかなければならぬ。では10年の株取引はお休みしたとしたら、損失はどうなるんだろ? たとえ取引をしなくても損失額を記載した確定申告書を提出して11年、12年に損失を繰り越



申告するかどうかは自分で決められる!

株&投信編

株の配当・投信の分配金 ≡源泉徴収

原則
確定申告の
必要はない

申告しない
税率 10%

配当控除を
受けたい人は
こっち

総合課税

給与など他の所得と合算した課税所得額に対して課税。配当控除が受けられる。専業主婦では38万円を超えると配偶者控除などに影響も。

税率 15~50%

申告する

New 申告分離課税

株などの譲渡損と損益の通算ができる。その代わり配当控除はない。他の所得とは分離されるので税率は10%一定。

税率 10%

株や投資信託を売買して損をした人にうれしいお知らせ!

株の配当や投信の分配金と通算ができるようになつたのだ。通算する時は必ず申告分離課税を選ぼう。

課税所得が少ない人は配当控除も念頭に

たとえばこんなイメージ

株で
50万円
損失

配当で
10万円

源泉徴収分を
取り戻せる!

40万円を繰越

申告分離か をチヨイス

株の配当や投資信託の収益分配金にも税金がかかる。でも受け取った時点では源泉徴収されているので、原則として確定申告する必要はない。これはこれで便利な制度だけれど、株や投信を売って損をしたにもかかわらず、配当や分配金に課税されるというのは納得できない気がする。

例えば09年に株で50万円の損失を出した。でも10万円の配当を受け取って1万円源泉徴収されたというとき、50万円の損失から10万円の配当を差し引くと40万円の損失が残るので、源泉徴収分を取り戻せること。そして40万円の損は3年間にわたって繰り越すことができる。

あるいは株で5万円損をした、配当を10万円もらつたというときは、差し引き5万円の利益が残る。本来なら10万円に課税されるところだけれど、損益通算をしたことで5万円に対して課税されることになり、こちらも節税効果が得られる。

2010年1月から配当金も
特定口座に入れられる!

ラクチン!

自動的に計算してくれる

10年分からは「特定口座の源泉徴収あり」で配当も分配金も受け取れるようになり、損益の通算も自動的に計算してくれる!ただし、ほんの登録自体が変わるので、すべての保有銘柄の配当金が証券会社の預かり金に振り込まれることになる。

株で損した人の救済策 配当や分配金と通算できる!

そこで「救済策」として確定申告するときに「申告分離課税」を選ぶと、株や投信などの譲渡損と損益通算ができるようになつた。

例えば09年に株で50万円の損失を出した。でも10万円の配当を受け取って1万円源泉徴収されたというとき、50万円の損失から10万円の配当を差し引くと40万円の損失が残るので、源泉徴収分を取り戻せること。そして40万円の損は3年間にわたって繰り越すことができる。

紙だ。もし、なくしてしまった場合でも、取扱いの信託銀行に問い合わせれば、支払い証明を発行してもらえるので、あきらめずに問い合わせてみよう。銘柄ごとでもOK! 1週間から10日くらいで送られてくる。

一方「総合課税」を選んだ時は累進税率が適用される。つまり所得が多くなるほど、税率も高くなるというわけだ。逆に定の所得以下なら還付が受けられる。

株の配当や投信の分配金 申告したほうが有利なケースは?

株主配当金



株式投資信託の普通分配金



原則として源泉徴収済みのために申告不要の株の配当や投信の分配金（普通分配金）、でも課税所得によっては総合課税を選んで確定申告すると、源泉徴収された税金の一部が戻ることがある。そのボーダーラインが課税所得「330万円」と「195万円」だと覚えておこう。なお特別分配金は非課税なので申告の必要なし。

源泉徴収されている配当や分配金にかかる税金たって、確定申告すれば取り戻せることもある。

配当金をえた 全所得で計算する！

株や配当の分配金を得た人で、所得の少ない人は総合課税を選ん

だほうが有利かも——という話を
もう少し詳しく解説。
上場株式などの配当金は源泉税
率10%（所得税7%+住民税
3%）を差し引かれて支払われる。
なので通常は確定申告が不要で
も総合課税で確定申告すれば「配

当控除」という仕組みによって、
配当金をえた課税所得に対し
て税率をかけ、そこから「配当控
除額（配当金×配当控除率）」を
差し引いて税金を支払う。

例えば課税所得が500万円
の人は、所得税の累進税率が20%。
差し引く配当控除は10%。
なので所得税は10%。

住民税も源泉徴収され
ていて、所得税と同じよ
うに配当控除が受けられ
る。その税率は住民税の
累進税率10%から配当控
除2・8%を差し引いて
7・2%となる。所得税
と住民税の合計税率は
17・2%になってしまい、
7・2%の税金を追加で
納めることになる。だか
ら申出すると不利に。

でも同じように計算し
てみると課税所得額が
330万円の人が配当金
38万円を超えると
所得になってしまって、
上の条件にひっかかるこ

通分配金は195万円以下なら住
民税の8・6%だけ支払えばいい
ので、確定申告すればすでに支払
った10%分から7・2%を差し引
いた2・8%分が戻ることになる。
投信（株式組み入れ割合50%超で
外貨建て資産割合50%超）の普
通分配金は195万円以下なら住
民税の8・6%だけ支払えばいい
ので、1・4%分が戻ることにな
る。ちなみに、投信の元本の部
は、利益ではないと見なされて非
課税だ。

所得の少ない人は得するかも！ 株&投信の配当控除を申告しよう

専業主婦が株をやるなら、 特定口座（源泉徴収あり）を選ぼう！

→いくら儲けても10%源泉されるだけ

キケン POINT 1 源泉ナシの口座で 38万円超儲けてしまうと…

夫の配偶者控除が
受けられなくなる
↓



増税に

たった1万円のオーバーでも
19万円の増税になることも！*

キケン POINT 2 株の配当を申告分離課税で 申告すると…

所得になってしまって、
上の条件にひっかかるこ



38万円を超えない
ように気をつけよう！

*夫の合計所得が1000万円超の場合